

		担当課	薬務衛生課	検索番号	1-2
法令名	大麻草の栽培の規制に関する法律	根拠条項	11		
許認可等	大麻の栽培地外への持出し許可				
(根拠規定)					
○大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和 23 年 7 月 10 日法律第 124 号)					
(大麻の持出の制限)					
第十一条 第一種大麻草採取栽培者は、その所有する大麻をその栽培地外へ持ち出してはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けたとき、又は次条第二項の規定による届出をしたときは、この限りでない。					
(許認可等の基準)					
①大麻の加工を目的として栽培地から栽培地外の施設に大麻草を移動させる場合					
②複数の栽培地を登録している場合、その栽培地から他の栽培地へ大麻を持ち出す場合					
③栽培地外にある「大麻を業務上取り扱う事務所」に大麻を持ち出す場合					
④他の第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合					
※大麻を譲り渡す際には、持出し許可に加えて、麻薬及び向精神薬取締法第 32 条に基づく麻薬譲受証・譲渡証による譲渡手続きが必要。					
※ 他の第一種大麻草採取栽培者等に大麻を譲り渡す場合は、名称の欄に名称とともにその相手方の免許証の種類及び番号も確認。					
※ 持出し許可における持出先と麻薬譲渡証の相手方が一致していることを確認。					
※ 大麻の譲渡し・譲受けは、原則として、手渡しによって行うこと。ただし、遠方等によりどうしても手渡しが難しい場合は、あらかじめ輸送機関と調整のうえ、盗難防止策を講じて配送すること。					
(その他)					
持出しに当たらない事例					
・「大麻を業務上取り扱う事務所」が同じ栽培地内に存在していれば、この場所への移動については持出し許可を受ける必要はない。					
・都道府県知事に届け出た上で都道府県職員の立会いの下、栽培地外で大麻を廃棄する場合は、大麻廃棄届の提出で足り、持出し許可は必要なし。					
持出し許可申請の頻度について					
原則、持出しの都度、許可を得る必要がある。					
しかし、収穫時期など一定期間中に複数回の持出しが想定される場合は、一定期間(例えば 1 月単位)の持出し許可を事前に受けることが可能。					
令和 7 年 1 月 14 日付医薬監麻発 0114 第 6 号「第一種大麻草採取栽培者に係る免許証等の様式、					
大麻取扱いの手引き及び質疑応答について」(厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知)					